

### 新潟県中越沖地震等により被災された世帯の学生に 関西大学給付奨学金を交付

このたびの新潟県中越沖地震、台風4号および熊本県での梅雨前線による大雨被害により被災された世帯のみなさまには、心よりお見舞い申し上げます。

関西大学では、地震、台風等の災害により家屋が被災または学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学部学生および大学院学生の修学支援を図るため、関西大学第5種給付奨学金（家計急変者給付奨学金）制度を設けています。

第5種給付奨学金制度は、本年4月に行った関西大学給付奨学金制度の再編成に伴い新設されたもので、災害救助法または天災融資法の適用地域に居住する学生（学部・大学院）または学費支弁者が、対象とする災害で家屋の被災または学費支弁者の死亡等により家計が急変した場合に、奨学金を給付して、修学の継続を支援する制度です。給付額は、家屋の損壊状況または学費支弁者の症候の程度により、それぞれ学費相当額の2分の1を上限とします。

申請期間は、災害救助法または天災融資法の適用日から1年間、随時受け付けます。

なお、このほかにも関西大学応急貸与奨学金（無利子）や、日本学生支援機構緊急（無利子）・応急（有利子）貸与奨学金などの募集も行っています。

#### 関西大学第5種給付奨学金（家計急変者給付奨学金） 概要

- 1 対象者 関西大学学部学生、大学院学生（専門職大学院学生含む）
- 2 対象地域 災害救助法または天災融資法適用地域
- 3 給付額 (1) 家屋の全壊、滅失または流出の場合  
学費（授業料・教育充実費・実験実習料）の2分の1相当額を上限とした額  
(2) 家屋の半壊または半焼失の場合  
学費（授業料・教育充実費・実験実習料）の4分の1相当額を上限とした額  
(3) 学費支弁者の死亡または症候の程度が障害認定等級2級以上の長期療養者となった場合  
学費（授業料・教育充実費・実験実習料）の2分の1相当額を上限とした額
- 4 申請期間 災害救助法または天災融資法適用日から1年以内

【この件に関するお問合せ先】

関西大学 総合企画室広報課 / 鶴丸、北谷

〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 TEL:06-6368-0075 FAX:06-6368-1266

<http://www.kansai-u.ac.jp>

災 害		対 象 地 域		申 請 期 限
1	台風13号	宮崎県	延岡市	平成19年8月末日
2	竜巻災害	北海道	常呂郡佐呂間町	平成19年10月末日
3	能登半島沖地震	石川県	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、 鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡 能登町	平成20年3月末日
4	梅雨前線による 大雨被害	熊本県	下益城郡美里町	平成20年6月末日
5	新潟県中越沖地震	新潟県	長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、三 島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村	平成20年6月末日

関西大学奨学金制度の詳細については、関西大学学生生活課ホームページ  
 (<http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/scholarship/>) をご参照ください。